事 案	病院を開設した者が、開設者の住所、氏名及びその他厚生労働省令で定める事項に変更を生じた	
	場合	
根拠法令	医療法施行令第4条第1項、同法施行規則第1条の14第4項	
提出期限	10日以内(変更後)	
提出窓口	管轄保健所	
添付書類	1 新、旧の定款、寄附行為又は条例(開設者において原本証明)	
	2 病院の汚水排出に関する届出書(病院の汚水排水に関する事項を変更した場合。病院開設許	
	可申請書(様式1)の別紙5の様式による)	
提出部数	1部	
手数料	なし	

様式の審査要領		
「届出者」欄	1 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名が記載されてい	
	ること。	
	2 医師及び歯科医師にあっては、開設者個人の住所及び氏名が記載されていること。	
1 病院名	1 開設許可又は変更届がなされている名称が、記載されていること。(現に開設してい	
	る病院の名称)	
	2 法人にあっては、定款等に記載されている名称と一致していること。	
2 開設の場所	1 地番まで正確に記載されていること。	
3 変更事項	1 次の事項を変更した場合は、本様式により届け出ること。	
	(1) 開設者の住所又は氏名	
	(2) 病院名称	
	(3) 診療を行おうとする科名(診療科名)	
	(4) 開設者が臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師であって、現に病院若し	
	くは診療所を開設若しくは管理し、又は病院若しくは診療所に勤務するものであると	
	きはその旨	
	(5) 病床数及び病床種別ごとの病床数並びに各病室の病床数	
	(ただし、病室の病床数を減少させる場合に限る)	
	(6) 開設者が法人であるときは、定款、寄附行為又は条例	
	(7) 病院の汚水排水に関する届出	
開設者の住所又	1 開設者の変更は、新たに病院開設許可申請(様式1)が必要である。	
は氏名	2 法人の場合は、医療法人、財団法人等、法人が開設者となる。	
病院名称	1 原則として、開設者の姓又は法人の名称を冠していること。	
診療を行おうと	1 医療法施行令第3条の2に規定されている診療科名であること。	
する科名(診療科	2 医療法第6条の6第1項による厚生労働大臣の許可を受けた診療科名とは、「麻酔科」	
名)	である。(医療法施行規則第1条の10第1項)	
	3 麻酔科を標榜する場合は、「麻酔科標榜許可書」の写し(保健所で原本照合済みのも	
	の)を添付すること。	
	※注意事項	
	・平成20年4月1日以降に広告することが認められなくなった診療科名※を標ぼうし	
	ている場合には、当該届出に合わせて、適切な診療科名に変更すること。	
	※ 神経科、呼吸器科、消化器科、胃腸科、循環器科、皮膚泌尿器科、性病科、	
	こう門科、気管食道科(平成 20 年 3 月 31 日付け医政発第 0331042 号 厚生労	
	働省医政局長「広告可能な診療科名の改正について」)	
	こう門科、気管食道科(平成 20 年 3 月 31 日付け医政発第 0331042 号 厚生労	

に関する届出

が添付されていること。

外科、整形外科、形成外科、美容外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小 児外科、皮膚科、泌尿器科、泌尿器科、産婦人科、産科、婦人科、眼科及び耳鼻いんこ う科の一を有する病院、又は歯科医業についての診療科名とする病院においては、手術 室を設置しなければならない。(医療法施行規則第20条第2号) 診療科名については、「外科」との組み合わせによるものを含む。例えば「乳腺外科」 など。(Q&A) ・内科、心療内科、リウマチ科、小児科、外科、整形外科、形成外科、美容外科、脳神 経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、泌尿器科、リハビリテーション科及び 放射線科の一を有する病院又は歯科医業についての診療科名のみを診療科名とする病 院には、エックス線装置を設けなければならない。(規則第20条第7号) 診療科名については、「内科」との組み合わせによるものを含む。例えば「糖尿病・ 代謝内科」など。(Q&A) 1 病院の管理者については、2カ所管理は認められない。 開設者が臨床研 修等修了医師又 2 また、他の病院、診療所の勤務も認められない。 は臨床研修等修 了歯科医師であ って、現に病院若 しくは診療所を 開設若しくは管 理し、又は病院若 しくは診療所に 勤務するもので あるときはその 病床数及び病床 (病室の病床数を減少させる場合に限る) 種別ごとの病床 1 病院の許可病床数を減少させる場合で、単に、病室のベッドを減らす場合であること。 2 各病室の病床数の増加又は構造変更等が伴わない場合であること。 数並びに各病室 の病床数 ※ 法令上、「病室の病床数を減少させようとするときは、許可を受けることを要しない。」 (規則第1条の14第3項) こととなっているが、大阪府においては、病床数の変動を 把握するため、この届出に寄らず、病院開設許可事項中一部変更許可申請(様式5)に よる許可を行っていることから、市においても同様とする。 開設者が法人で │ 1 新・旧の定款、寄附行為又は条例が添付されていること。 あるときは、定 2 新しい定款、寄附行為又は条例には、開設者において原本証明がなされていること。 3 定款、寄附行為の認可がなされているか、あるいは条例の制定がなされているかを定 款、寄附行為又は 条例 款変更認可書等により確認すること。 1 病院開設許可申請書(様式1)の別紙5の様式を使用し、必要事項が記載され、図面 病院の汚水排水